

輸送情報照会システム 登録利用規程

公益社団法人 佐賀県トラック協会

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人佐賀県トラック協会（以下「本協会」という。）の実施する輸送情報照会システム（以下「照会システム」という。）に登録し利用する者（以下「会員」という。）の為に必要な事項について定め、もって照会システムの円滑なる運営を図ることを目的とする。

(遵守義務)

第 2 条 会員は、輸送情報照会システム登録利用規程（以下「本規程」という。）に定められた事項を遵守しなければならない。

第2章 管 理

(登録できる者の範囲)

第 3 条 この照会システムに登録できる者は、次の各号の要件を具備する会員とする。

- (1) 貨物自動車運送事業法に基づく一般貨物自動車運送事業の許可を受けている事業者であること。
- (2) 本協会の会員であること。
- (3) パソコンの入出力業務の環境を有すること。
- (4) インターネット、電子メールを利用していること。

(登録又は退会の手続き)

第 4 条 照会システムに登録又は退会しようとする会員は、所定の様式1、様式2により手続きを行なうものとする。

(運 営)

第 5 条 照会システムの運営は、本協会が定める本規程を基に行う。

(担当者の届出)

第 6 条 会員は、照会システムの業務を行なう担当者の氏名を本協会に届け出なければならない。

2. 会員は、照会システムの業務を行なう担当者に異動があった場合は、その旨を速やかに本協会に届け出なければならない。

(プログラム等の保守)

第 7 条 会員は、照会システムの自社情報等の保守に努めなければならない。

2. 登録すべき情報は、適宜変更するものとする。

(責任の制限)

第 8 条 本協会は、会員の情報等が破損又は滅失したことによる損害、もしくは会員が照会システムから得た情報等に起因して生じた損害等に対しては、一切の責任を負わないものとする。

第 3 章 運 用

(情報の利用期間)

第 9 条 情報の検索、収集できる時間は、24時間出来るものとする。

(情報の処理)

第 10 条 会員が照会システムで情報を登録する場合は、照会システムの登録画面の指示に従い入力するものとする。

2. 会員が照会システムより情報を収集する場合は、照会システムの画面の指示に従い登録された情報の中から該当する情報を検索するものとする。

3. 会員は、第 1 項の規定により登録した情報が不要となったときは、直ちに消去しなければならない。

(禁止事項)

第 11 条 会員は、照会システムを利用するにあたって、次の各号の事項を遵守しなければならない。

(1) 故意又は瑕疵をもって、不適正な情報を登録してはならない。

(2) 不正な行為並びに照会システムの信用を失う行為をしてはならない。

(3) 照会システムのシステムに異常をきたすようなソフトウェア等は、利用しないこと。

第4章 罰 則

(罰 則)

第12条 会長は、故意又は悪意により本規程に違反した会員に対して、その違反事項を審査し、以下に掲げる処置を講ずることができるものとする。

- (1) 実害に相当する弁償
- (2) 注意勧告
- (3) 一定期間の利用の停止
- (4) 利用の取り消し

(弁 明)

第13条 会長が前条の第3号又は第4号に規定する処置を講じようとするときは、当該会員に弁明する機会を与えるものとする。

第5章 雑 則

(規程の改廃)

第14条 この規程の改廃については、本協会の理事会の議決によるものとする。

(委 任)

第15条 この規程に定めのない事項については、本協会の理事会がこれを決定する。
ただし、軽微な事項については、会長が決定する。

附 則

1. この規程は、平成23年1月4日より施行する。

平成25年4月1日一部改訂